「指定訪問介護」重要事項説明

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(福岡県指定 第 4071600649 号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

- 1. 事業所
- 2. 事業所の概要
- 3. 事業実施地域及び営業時間
- 4. 職員の体制
- 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
- 6. サービスの利用に関する留意事項
- 7. 苦情の受付について
- 8. 緊急時の対応方法について
- 9. 事故発生時の対応について
- 10. 秘密の保持及び個人情報の同意について

長生園ホームヘルプサービス

1. 事業所

- (1) 法 人 名 社会福祉法人 長生園
- (2) 法人所在地 福岡県久留米市三瀦町早津崎 407 番地
- (3) 電話番号 0942-64-2458
- (4) 代表者氏名 理事長 井上 秀敏
- (5) 設立年月日 昭和 35 年 5 月 31 日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

指定訪問介護事業所·平成 12 月 3 月 27 日指定 福岡県 4071600649

(2) 事業の目的及び運営方針

介護を要する利用者の家庭を訪問し、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援し、健全で安らかな生活を営むことができることを目的とし、介護を中心とした援助を行います。

(3) 事業所の名称

長生園ホームヘルプサービス

(4) 事業所の所在地

福岡県久留米市荒木町下荒木 1257-1

(5) 電話番号

0942-54-6010

(6) 事業管理者

中司 純子

(7) 開設年月日

平成12年4月1日

(8) 事業所が行っている他の業務

【久留米市介護予防・日常生活支援総合事業】

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 久留米市・大木町
- (2) 営業日・営業時間及び休日

営業日 月曜日~日曜日

休 日 1月1日

サービス提供時間 7時~20時

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

令和7年4月現在

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
	(兼務)				
1.事業所管理者	1		1	1名	従事者・業務の管理
2.サービス提供責任者	1	2	2	申込み調整 2名	申込み調整・訪問介護計画の
	1	2	Z	2 11	作成・利用状態の把握 等
3.訪問介護員	23	3		2. 5名	指定訪問介護の提供
(1) 介護福祉士	3 (12)	2			
(2) 訪問介護養成研修 1 級	0 (1)	0			
(ヘルパー1 級)課程修了者	0 (1)	U			
(3)訪問介護養成研修2級	2 (1)	1			
(ヘルパー2 級)課程修了者	3 (1)	1			

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照) 以下のサービスについては、利用料金の大部分(9割または8割)が介護保険から 給付されます。

〈サービスの概要と利用料金〉

○身体介護

入浴・排泄・食事等の介護及び、自立生活支援のための見守り援助を行います。

○生活援助

調理・洗濯・掃除・買い物等、日常生活等の支援を行います。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画(ケアプラン)がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

①身体介護

○自立生活支援のための見守り援助

(自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等)

- ・・・・ご契約者と一緒に手助けしながら調理、掃除を行うとともに、安全確認のための声かけ、 体調の確認を行います。
- ・・・洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防 のための見守り・声かけを行います。
 - ○入浴介助
- ···入浴の介助又は、入浴が困難な方は身体を拭く(清拭)などをします。
 - ○排泄介助
- · · · 排泄の介助、おむつ交換を行います。
 - ○食事介助
- ・・・食事の介助を行います。
 - ○体位変換
- ・・・体位の変換を行います。

通院介助

・・・通院の介助を行います。

②生活援助

- ○調理
- ・・・ご契約者の食事の用意を行います。(ご家族分の調理は行いません)
 - ○洗濯
- ・・・ご契約者の衣類等の洗濯を行います。(ご家族分の洗濯は行いません)
 - ○掃除
- ・・・・ご契約者の居室の掃除を行います。(ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません) ○買い物
- ・・・ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。(預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません)
- ③身体生活

身体介護と生活援助を組み合わせた場合のサービスです。

〈サービス利用料金〉(契約書第9条参照)

それぞれのサービスについて、平常の時間帯(8時~18時)での料金は10ページの利用料 金表に定める通りです。但し介護報酬単価の改定に伴い変更できるものとします。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条参照) 以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。 〈サービスの概要と利用料金〉

介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。利用料金は10ページに定める通りです。但し、介護報酬単価の改定に伴い変更できるものとします。

(3) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。また、入 退院に伴うサービス提供時、片道の交通費の実費相当額をいただきます。

(4) 駐車料金

サービス提供実施時、訪問介護員が有料駐車場を利用する際、駐車料金実費相当額 をいただきます。

(5) 利用料金のお支払い方法(契約書第9条参照)

前記 (1)、(2) の料金・費用は、1 f月ごとに計算し、ご請求いたします。(1 f月 に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)尚、口座振込をご希望される方については、下記のとおりです。

指定口座

福岡銀行 大善寺支店 普通預金 1077210 長生園ホームヘルプサービス 管理者 中司 純子

(6) 利用の中止、変更、追加(契約書第 10 条参照)

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等、正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合 無料

利用当日に申し出があった場合 当日の利用料金 全額

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

- (2) 訪問介護員の交替(契約書第6条参照)
 - ① ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適切と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

- (3) サービス実施時の留意事項(契約書第7条参照)
 - ① 定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、 事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配 慮するものとします。

③ 備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

④ 駐車場の確保

訪問介護サービス実施のために必要な駐車場を無償で使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更(契約書第11条参照)

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施 ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、 変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為(契約書第15条参照)

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該 当する行為は行いません。

①医行為

- ・医師や看護師などによる医療行為のことで、医師・看護師免許を持たない介護職などが行うことは医師法などで禁止されています。
- ◎原則として医行為ではないと考えられるもの(医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈)
- 1. 水銀体温計・電子体温計による腋下の体温測定・耳式電子体温計による体温測定
- 2. 自動血圧測定器による血圧測定
- 3. 新生児以外で入院治療の不要な者へのパルスオキシメータの装着
- 4. 軽微な切り傷、擦り傷、火傷のガーゼの交換など
- 5. 下記3条件を医師、歯科医師、看護職員が確認した上での皮膚への軟膏の塗布(褥瘡の処置を除く)、皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内服薬の内服、肛門からの座薬挿入、鼻腔粘膜への薬剤噴霧の介助
- ・患者が入院・入所し治療する必要がなく容体が安定している
- ・医師や看護職員による連続的な容態が安定している
- ・誤嚥の可能性や、肛門からの出血の可能性がない
- 7. 爪切り、爪やすりによるやすりがけ
- 8. 耳垢の除去
- 9. ストマ装着のパウチにたまった排泄物の破棄
- 10. 自己導尿の補助としてのカテーテルの準備、体位の保持
- 11. 市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器を用いた浣腸

※但し これらの行為は、病状が不安定な場合などには医行為とされる場合もあり、ヘルパーの判断では勝手に行う事が出来ません

※必要性・妥当性を検討し ケアプランに位置づけられた行為のみ、ヘルパー対応が可能となります

- ・ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
- ・ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ・飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ・ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ・その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為
- ・契約者不在時のサービス
- ・訪問介護員もしくは事業所所有の車両の提供
- ・その他一般的に介護保険の範囲に含まれないと考えられる行為

【一般的に介護保険の生活援助の範囲に含まれないと考えられる事例】

1.「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことを適切であると判断される行為

- ・ご契約者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・主としてご契約者が使用する居室等以外の掃除

- ・来客の応接(お茶・食事の手配等)
- ・自家用車の洗車・清掃等
- 2. 「日常生活の援助」に該当しない行為
 - (1) 訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのみ支障が生じないと判断される行為
 - 草むしり
 - ・花木の水やり
 - ・犬の散歩等ペットの世話 等
 - (2) 日常的に行われる家事の範囲を超える行為
 - ・家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
 - ・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスかけ
 - ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り
 - ・植物の剪定等の園芸
 - ・正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等
- ※これらの行為はヘルパーが行う事が出来ません

7. 苦情の受付について(契約書第24条参照)

(1) 当事業所による苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情解決責任者

〔職名〕 管理者 中司 純子

○苦情受付担当者

〔職名〕 サービス提供責任者 中司 純子・吉直 友子・吉武 みつ子

○受付時間 毎週月曜日~日曜日

8:30~18:00

- ○受付窓口電話番号 0942-54-6010
- (2) 第三者委員による苦情の受付

当事業所では、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために、第三者委員を設置し、利用者や利用者のご家族などから苦情、要望、意見等の受付をしております。

◎第三者委員

〔委員氏名〕 秋吉 正敏 0942-26-2712

〔委員氏名〕 益村 正夫 0942-26-5432

(3) 行政機関その他苦情受付機関

◎久留米市役所 介護保険担当課所在地 久留米市城南町15-3

電話番号 0942-30-9247

受付時間 8:30~17:15

◎国民健康保険団体連合会

所在地 福岡市博多区吉塚本町13-47

電話番号 092-642-7859

受付時間 9:00~17:00

◎福岡県運営適正化委員会

所在地 春日市原町3丁目1番地7 クローバープラザ6階 電話番号 092-915-3511

 \bigcirc

 \bigcirc

8. 緊急時の対応方法について

サービス提供中又はサービス提供により、利用者の急変等緊急事態が生じた場合には、利用者の主治医等に連絡するとともに、医師の指示に従い、適切な対応にあたります。 また、速やかに管理者へ報告するとともに、利用者の家族、緊急連絡先、当該利用者に係る居宅介護支援事業所、他のサービス事業所へ連絡を行い、必要に応じて警察・消防署等へ協力依頼し、状況に応じ、保険者に連絡します。

なお、利用者の主治医及び緊急連絡先に関しては、介護支援専門員と連絡をとるものと します。

緊急時の連絡先

ヘルプ事務所 0942-54-6010

ヘルプ携帯電話 090-2701-0701

へ、速やかに連絡すること

9. 事故発生時の対応について

当事業所において事故が発生した場合の対応は次の各号のとおりとします。

- (1) 事故発生(発見)直後は、救急搬送の要請など、契約者の生命・身体の安全を最優先に対応します。
- (2) 契約者の生命・身体の安全を確保したうえで、速やかにご家族等に連絡をとり、その時点で明らかになっている範囲で事故の状況を説明し対応を協議します。なお、市町村等への連絡を行うことが必要な場合には早急に連絡します。
- (3) 事故に至る経緯、事故の態様、事故後の経過、事故の原因等を整理・分析した後、事故の詳細について契約者やご家族等に対し改めて説明いたします。
- (4)(3)での検証をもとに事故再発防止策について検討します。
- (5) 当該事故の責任が当事業所にあることが判明している場合には、損害賠償を速やかに 行います。

10. 秘密の保持及び個人情報について

担当職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持します。なお、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ個人情報利用同意書により得ます。

指定訪問介護サービス	スの提供の開始に際し、	本書面に基づき重要事項の説	明を行いました。
長生園ホームヘルプサ	サービス		
説明者職名	サービス提供責任者	氏名	印
私は、本書面に基づい 始に同意しました。	いて事業者から重要事項の	の説明を受け、指定訪問介護サ	ービスの提供開
契約者 住 所			
		氏 名	印
代理人 住 所			
		氏 名	印
		(契約者との関係)
ご家族 住 所			
		氏 名	印
		(契約者との関係)

令和

年

月

日

〈サービス利用料金表〉

訪問介護費の利用料金については、以下の通りとなります。

身体介護

(令和6年4月 改定)

所要時間	20.八十进	20 分以上	30 分以上
負担割合	20 分未満	30 分未満	1時間未満
1割	179 円	268 円	426 円
2 割	358 円	536 円	492 円
3 割	537 円	804 円	1278 円

生活援助

身体生活

所要時間	20 分以上	45 分以上	所要時間	身位
負担割合	45 分未満		負担割合	生活
1割	197 円	242 円	1割	
2 割	394 円	484 円	2 割	
3割	591 円	726 円	3 割	

所要時間	身体 20 分以上 30 分未満
負担割合	生活 20 分以上 45 分未満
1割	340 円
2 割	680 円
3 割	1020 円

*利用料金は、ご契約者様の介護保険負担割合証の割合(原則として1割)での金額となります。なお、一定の所得がある方は2割又は3割負担でのお支払いとなります。

◎加算について

〈特定事業所加算〉

- ・特定事業所加算(I)の適用がある場合:所定単位数の20%加算
- ・特定事業所加算 (II) の適用がある場合:所定単位数の 10%加算
- ・特定事業所加算(Ⅲ)の適用がある場合:所定単位数の10%加算
- ・特定事業所加算(IV)の適用がある場合:所定単位数の 5%加算

※当事業所は、特定事業所加算(II)を取得できる配置基準を満たしており、サービス利用 料金表の中に含まれています。

特定事業所加算IIの算定要件について

【体制要件】

(1) 計画的な研修の実施

※訪問介護員等について具体的な研修の目標、研修の内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を作成する。

(2) 定期的な会議の開催

※登録ヘルパーも含めてサービス提供に匹敵する介護職員等の全てが参加するものであること。

- (3) 文書などによる指示およびサービス提供後の報告
- (4) 定期的な健康診断の実施

※事業主費用負担により少なくとも1年以内ごとに1回は実施しなくてはならない。

(5) 緊急時等における対応方法の明示

【人材要件】※実務者研修修了者

- (6) 訪問介護員 (ヘルパー) 等要件
- (7) サービス提供責任者要件

上記の(1) ~ (7) の要件を満たしたものとなります。

〈初回加算〉

新規に訪問介護計画を作成したご契約者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、 サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う 際に同行訪問した場合

→ 2 0 0 0 円/月 (左記の金額の1割または2割負担)

〈緊急時加算〉

利用者やその家族等からの要望を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護 員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合

→1000円(1回)(左記の金額の1割または2割負担)

〈生活機能向上連携加算〉

自立支援型のサービスの提供を促進し、利用者の在宅における生活機能向上を図る観点から、訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリテーション専門職が、同時に利用者宅を訪問し、両者の協働による訪問介護計画を作成することについての評価を行う。

生活機能向上連携加算(I)→1000円/月(左記の金額の1割または2割負担)

生活機能向上連携加算(Ⅱ)→2000円/月(左記の金額の1割または2割負担)

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆契約者がまた要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の身生を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご契約者の負担額 を変更します。

- ·「加算 I」・・・所定の単位数の 245/1000 加算
- ・「加算 II |・・・所定の単位数の 224/1000 加算
- ・「加算Ⅲ」・・・所定の単位数の 182/1000 加算
- ・「加算IV |・・・所定の単位数の 145/1000 加算
- ・「加算V|・・・所定の単位数の 211~76/1000 加算

介護職員処遇改善加算について

【算定要件】

キャリアパスI

- (1)職位、職責又は職務内容等の要件は、給与規程・就業規則・雇用契約書に定めると共 に、職員キャリアパス表にて明確化
- (2) 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を給与規程・就業規則・雇用契約書に定めると共に、職員キャリアパス表にて明確化
- (3)(1)、(2)の内容を給与規則・就業規則・雇用契約書・職員キャリアパス表及び当周知 文書により周知

キャリアパス II

- (1) ①職員階層別人材育成計画に準じた、各種研修(OJT、OFF-JT)を行うと共 に、評価シートを活用し、技術指導及び能力評価を実施
 - ②研修受講のための休暇・早出等勤務シフトの調整を行い、受講しやすいよう配慮
- (2) 研修計画書及び当周知文書により周知

キャリアパスIII

経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は言っての基準に基づき定期に昇給を判定 する仕組みを設けること

キャリアパスIV

経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金要件

キャリアパスV

一定以上の介護福祉士等を配置することを求める要件です。サービス種類ごとに掲げる加 算の算定が必要で、特定事業所加算 II の算定を行っています。

上記のI~V全て、及び、職場環境等要件を満たしていること。

処遇改善加算Iの算定要項を満たしたものとなります。

〈認知症専門ケア加算〉

認知症専門ケア加算とは、認証介護について、国や自治体が実施又は指定する認知症ケアに関する専門研修を終了した者が介護サービスを提要した場合に算定できる加算のことをいいます。

認知症専門ケア(I)

施設における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要をする認知症の者の占める割合が2分の1以上。

認知症介護に係る専門的な研修を終了している者を、対象者の数が 20 人未満である場合にあたっては、1 以上、当該対象者の数が 20 人以上である場合にあっては、1 に該当対象者の数が 19 を超えて 10 又はその端数を増やすごとに 1 を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。

3単位/日

認知症専門ケア加算 (II)

認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者を I 名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアに指導等を実施していること。

当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該 計画に伴い、研修を実施又は実施を予定していること。

4 単位/日

〈訪問介護における看取り期の対応の評価〉

訪問介護は在宅の要介護者の生活パターンに合わせて提供されるべきであることから、 単に 1 回の長時間の訪問介護を複数回に区分して行う事は適切ではない。したがって、前 回提供した指定訪問介護からおおむね 2 時間未満の間隔で指定訪問介護が行われた場合に は、それぞれの所定時間を合算するものとする(緊急時訪問介護加算を算定する場合又は医 師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に訪問介 護を提供する場合を除く)

〈口腔連携強化加算〉

訪問介護において、職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下の歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価する新たな加算のことをいいます。

訪問介護事業所の従業者が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科診療報酬点数表の区分番号 C0000 に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。

- ・次のいずれにも該当しないこと
- ・他サービスの介護事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを 行い、口腔・栄養スクリーニング加算(II)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリ ーニング加算を算定していること。
- ・当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると 歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管 理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していること。
- ・当該事業所以外の指定訪問介護事業所又は多サービスの介護事業所において、当該利用 者について、口腔連携強化加算を算定していること。

1回につき 50 単位 (1月に1回を限度)

◎減算について

※養護老人ホーム長生園及びケアハウスあざれあ苑のご利用者は、当事業所と同一敷地内 若しくは隣接する敷地内の建物に該当し、通常基本料金の1割減算となります。

※業務継続計画未策定減算

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を整えて、業務継続に向けた計画の策定、研修の実施、訓練(シュミレーション)を年1回行っていない場合には、所定単位数×1/100の減算となります。

※高齢者虐待防止措置未実施減算

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、すべての介護サービス事業者について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合には、所定単位数×1/100の減算となります。

※身体的拘束等の適正化の推進

短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置を義務付ける。また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。

訪問系サービスについて、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することが義務付けられています。

※書面掲示規制

運営基準省令上、事業所の運営規定の概要、情報等の重要事項については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面又は磁気的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっています。「書面掲示」に加え、介護サービスの情報公表制度やウェブサイトに掲載・公表しなければならないこととなり、当法人長生園のホームページで公表します。